

入札説明書

調達物品名

救助工作車Ⅲ型（南本署）

相模原市 財政局 契約課

（令和5年5月22日入札公告分）

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 入札番号

4026

(2) 契約件名

救助工作車Ⅲ型（南本署）

(3) 数量

別紙仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和6年3月12日（火）

(5) 納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

- (8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和5・6年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目として「自動車」及び細目として「消防自動車」が認定されていること。
- (9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。
- (10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局契約課

電話 042-769-1391 (直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

- (2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

- (3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8(1)に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

- (1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ メンテナンス対応等証明書(別紙2)

- (2) 提出期間及び提出方法

5 (1) の提出書類を、令和5年5月22日(月)午前9時から令和5年6月1日(木)正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

(3) 提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

(4) 入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

(5) 入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(6) 提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

(7) 競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

(1) 入札期間

令和5年7月3日(月)午前9時から令和5年7月4日(火)午後5時まで

(2) 開札日時

令和5年7月5日(水)午前10時00分

(3) 場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

(1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

(2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書(仕様書等)に関する事項

(1) 入札説明書(仕様書等)は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

(2) ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

(3) 質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書(電子入札用)」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、ファクシミリにより回答を送付する。

※ 仕様書に記載されている参考製品以外を納品することとした場合には、「同等品申請書」（別紙 3）を質問期限までに電子入札システム内の添付ファイル形式により提出し、「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」の承認を受けること。

(4) 質問は、上記（3）又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第 8 条第 3 号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

- (1) 入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（該当金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第 16 条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) IC カード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札
- (4) 他人名義の IC カードを不正に取得し、使用して行った入札
- (5) IC カードを不正に使用した入札
- (6) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を 2 通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

12 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として、落札者の決定は開札日とする。

- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はファクシミリにて通知する。

1.3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時までには納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1.4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1.5 契約金の支払方法に関する事項

納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

1.6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1.7 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
 - 2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書

公告日 令和5年 5月22日

公告別案件No 3/3

入札番号	4026		
契約件名	救助工作車Ⅲ型（南本署）		
数量	仕様書のとおり		
納入期限	令和6年3月12日		
納入場所	仕様書のとおり		
参加条件	認定営業種目 （入札日の前日まで）	営業種目	細目
		自動車	消防自動車
	実績	・公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体に消防自動車の納入実績があること。	
	履行能力	・仕様書に示す業務を履行する能力を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。	
競争参加資格確認申請書受付期間	令和 5年 5月22日（月）午前9時 から 令和 5年 6月 1日（木） 正午 まで		
競争参加資格確認通知書発行期間	令和 5年 6月 6日（火）午後1時 から 令和 5年 6月 6日（火）午後5時 まで		
参加資格がないと認められた理由の説明請求期限	令和 5年 6月15日（木）午後5時		
質問期限	令和 5年 6月14日（水）		
回答期限	令和 5年 6月21日（水）		
理由の説明請求に係る回答期限	令和 5年 6月22日（木）午後5時		
入札書受付期間	令和 5年 7月3日（月）午前9時 から 令和 5年 7月4日（火）午後5時 まで		
	*郵便の場合 令和 5年 7月3日（月）までに必着		
開札予定日時	令和 5年 7月 5日（水）午前10時00分		
契約保証金	要		
契約不適合責任	物件引渡し完了の日から起算して2年間		
備考	この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。		

令和 5 年度

救助工作車(Ⅲ型)仕様書
(南本署)



相模原市消防局

第1 総則

1 趣旨

この仕様書は、相模原市消防局(以下「当局」という。)が、令和5年度に緊急消防援助隊設備整備費補助金を充当し、製作購入する救助工作車(Ⅲ型)(以下「車両」という。)について、必要な事項を定める。

なお、本仕様書は1台分とし、納車台数は1台とする。

2 基準

- (1) 本仕様書、当局が承認した製作図、次の法令等に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
 - ア 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱(平成18年消防消第49号)
 - イ 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)
 - ウ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)
 - エ 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)
 - オ 消防用車両の安全基準検討会「消防車両の安全基準について」
- (2) 車両はクレーン装置、ウインチ装置及び照明装置を装備し、救助用資機材、高度救助用資機材、テロ対策用特殊救助資機材(以下「積載資機材」という。)を積載し、救助活動を行うことを目的とするもので、各部構造及び装置は十分な強度を持ち、耐久性に富むものであること。
- (3) 車両は、積載資機材収納、取り出し等に重点を置き利便性が高いものとする。

3 費用負担

- (1) 自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル手数料を除く一切の費用は受注者の負担とする。
- (2) 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及び自動車リサイクル手数料については、受注者が代納し、リサイクル券(写)とともに当局へ請求すること。

4 製作上の注意等

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は疑義を生じたときは、当局の指示を受け、誤りのないようにすること。

なお、不明な点は当局へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。契約後に生じた疑義は、当局の解釈に従うものとする。
- (2) 仕様の変更が必要な場合は、書面をもって当局の承認を得ること。
- (3) 車両総重量はシャシの限界荷重(許容軸重限度)に可能な限り近づけること。
- (4) 特許等工業所有権に関する法令・第三者の有する特許法・実用新案法・又は意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することがないように必要な処置を講ずること。これらの運用・適用にかかる費用は受注者が負担すること。

5 検査

(1) 検査総則

- ア 製作工程表を作成し、検査日程を組むこと。
- イ 受注者は、検査日の1か月前までに当局に中間検査等申請書を提出すること。
- ウ 本仕様書、承認図書及び打ち合わせ議事録に基づいて行うものとする。ただし、一部検査については、社内検査成績表等により省略することができるものとする。

エ 検査は、受注者立会いのもと当局担当者が行う。

(2) 中間検査

中間検査の日程は、当局が指定する。

(3) 完成検査

完成検査は、全ぎ装、全塗装及び全装備が完了した時点とし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、当局の指示する日までに改修又は取り替えを行い、再度検査を受けるものとする。

(4) 納入検査

納入検査は、納入時に当局担当者及び契約課担当者により実施するものとする。

6 納入等

(1) 納入期限

令和6年3月12日(火)

(2) 納入場所

相模原市中央区中央2丁目2番15号 相模原市消防局 警防部警防課

(3) 納入後、車両及び装備品の取り扱い要領について、各専門業者による取り扱い説明を実施すること。また、説明に資料等が必要な場合は、受注者が準備すること。

(4) 車両及び装備品は、油脂類及び電池類付とし、納入後直ちに使用できる状態であること。

(5) 車両の燃料は、満タンとすること。

7 保証

(1) 設計製作は、特許及びその他権利上の問題に十分注意し、問題が生じた際は、受注者とその責任を負い解決すること。

(2) 設計製作の欠陥による故障等が生じた場合は、保証期間後においても受注者とその責任を負い解決すること。

(3) 故障等の修理について、その対応がぎ装メーカー又はシャシメーカーのいずれかの判断がつき難いときの受付窓口は、受注者とする。

8 その他

(1) 車両登録番号については、希望番号とし別途指示する。

(2) 車両新規登録は、納入期日の概ね2週間前までに手続きすること。

(3) 納入後、指定する車両1台及び装備品を引取処分し、当局が指定する期日までに一時抹消登録証明書、永久抹消登録の証明書を提出すること。

(4) 本案件に関する契約不適合責任期間に関しては、物件引渡し完了の日から起算して2年間とする。

(5) 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、当局と協議して新たな納入期限を定めるものとする。

第2 提出書類

1 打ち合わせ議事録

受注者は、当局担当者等との打ち合わせ事項について記録し、提出すること。

2 承認図書

受注者は、契約後速やかに当局と細部について打ち合わせを行い、打ち合わせ後に次

の書類(A 4 版に製本)を 2 部提出することとし、承認を受けた後、ぎ装を行うこと。

なお、承認後 1 部を承認図書として返却する。

- (1) 製作工程表(中間検査及び完成検査予定日を記入)
- (2) 車両設計図(A 2 版)
 - ア シャシ関係図(改造の場合は、補強等関係図)
 - イ 外観五面図
 - ウ 車体骨組図
 - エ キャビン架装図
 - オ ウインチ装置図
 - カ クレーン装置図
 - キ 発電装置及び伸縮照明装置図
 - ク 積載資機材の配置図
 - ケ 動力伝達装置関係図
- (3) 電気配線図
 - ア 配線図及び電気容量図
 - イ 使用電球名称及び型式一覧表
 - ウ 使用ヒューズ型式一覧表
- (4) シャシ諸元明細書(エンジン型式、駆動方式、最高出力、総排気量、輪距、軸距、バッテリー規格、オルタネーター規格、タイヤサイズ、最小回転半径等)
- (5) 主要ぎ装品諸元・規格
- (6) その他必要書類

3 完成図書

受注者は、納入時に、次の書類(A 4 版に製本)を 2 部提出すること。

- (1) 納品書及び納品明細書
- (2) 自動車車検証(写)、リサイクル券(写)及び自動車損害賠償責任保険証(写)
- (3) 完成図(A 2 版)
 - ア シャシ関係図
 - イ 外観五面図
 - ウ 車体骨組図 (4) 電気配線図
 - ア 配線図及び電気容量図
 - イ 使用電球名称及び型式一覧表
 - ウ 使用ヒューズ型式一覧表
- (5) 自動車改造計算書
 - ア ぎ装重量、車両重量及び車両総重量の荷重分布計算書
 - イ 最大安定傾斜角度計算書
- (6) 車両取り扱い説明書
- (7) 特殊装置取扱い説明書
- (8) 資機材一覧表(品名、製造元、製造番号を記載)
- (9) 資機材取り扱い説明書
- (10) 各種保証書
- (11) 完成写真(新規登録後ナンバー付)及び製作工程の写真を印刷し提出すること。
写真データは、SDカードにデータを記録し提出すること。
 - ア 前後左右撮影(写真用紙A 4 サイズに 4 in 1)
 - イ 斜め前後左右撮影(写真用紙A 4 サイズに 4 in 1)
 - ウ 上部全体撮影(写真用紙A 4 サイズ)

(12) その他必要書類

4 その他

緊急自動車確認届出のため新規車両登録は、納入日の概ね2週間前までに登録し、登録後直ちに車両の4面を撮影した写真及び車検証(写)の電子データを提出すること。

第3 付属品等

- 1 車体への取付品は、別表1のとおりとし、必要に応じて取付装置を設置すること。
車両付属品は、別表2のとおりとする。
- 2 参考としてメーカー及び品名が示されているものについて、同等品以上を使用する場合には、質問期間内に「電子入札システム」により同等品申請を行い承認を得ること。
なお、変更の際し、他の装備品、取付品及び取付装置との適合に不具合が生じた場合は受注者が責任を負い解決すること。
- 3 積載資機材は別添1から5及びテロ対策用特殊救助資機材とし、当局及び当局が別途契約する各納入業者から必要に応じて支給する。
なお、契約後に車両への取付(積載)及び支給方法について、当局及び各納入業者と打ち合わせを行い、必要に応じて取付装置を設置すること。

第4 仕様

1 車両

使用するシャシは消防専用シャシとし、仕様は次のとおりとし、シャシの諸元及び性能は、シャシメーカーにおいて最新のものとする。

なお、この仕様でない事項はシャシメーカーの標準仕様とする。

車種	<ul style="list-style-type: none">・キャブタイプ ワイドシングル・ルーフタイプ 標準・車両タイプ 新型
ベースシャシ	<ul style="list-style-type: none">・車名 日野自動車製・型式 2KG-GX2AGBA・積載クラス 5.5トン・後軸仕様 増トン(11.99トン仕様)・床高さ 低床・駆動方式 4WD・シャシ用途 一般型・タイヤサイズ 245/70R 19.5・タイヤパターン オールシーズン・ホイール アルミ製・キャブチルト 電動油圧式とし、手動操作可能なもの・リーフスプリング バネ常数の高い強化スプリングに変更・フロントスタビライザー・トランスミッション マニュアルトランスミッション

完成車両	<ul style="list-style-type: none"> ・全長 7800mm程度 ・全幅 2420mm程度 ・全高 3300mm程度 ・ホイールベース 3790mm以上 ・乗車定員 6人 ・車両総重量 12トン未満
動力伝達装置	<ul style="list-style-type: none"> ・トランスミッションPTO付き
シャーシ装備品	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー 145G51 (点検が容易なワンタッチ引出し式とする。) ・オルタネーター 24V-90A以上 ・燃料タンク 100L以上 ・フロントエアコン 該車に適応の純正品とする。 ・リアエアコン リアクーラー ・オイルパンヒーター AC100V-500W、10mコード付 ・フォグランプ シャーシ標準品 ・フロントスポイラーバンパー ・サイドバイザー 樹脂製 全ドア ・助手席サンバイザー シャーシ標準品 ・LEDヘッドランプ ・ABS ・ESスタート ・イモビライザー ・エンジンアワーメーター マルチインフォメーションパネル内表示 ・マルチインフォメーションパネル ・艀装メインスイッチ ACCキー連動 ・集中ドアロック キーレスエントリー付き ・エンジンキー×8 ・カーナビゲーション カラーバックアイカメラ連動 ・油温計 マルチインフォメーションパネル内表示 ・PTO信号配線 ・ブレーキ磨耗センサー ・オーバーヘッドコンソール LED照明付 ・熱線入りリモコンミラー ・エンジンコントロールリンク ・寒冷地仕様 ・フロントグリルメッキ ・スペアタイヤ(前輪用、後輪用)各1個

	<ul style="list-style-type: none"> ・後退警報器 ・バックトークマイク ・大型電動格納ミラー ・助手席用サイドミラー、ピラー左右後方確認ミラー ・常時録画式ドライブレコーダー（市光製STR-200）
シャーシ付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・フロアマット 1式 ・標準工具 1式 ・停止標示板 1個 ・スタッドレスタイヤ（アルミホイール） 6本 ・タイヤチェーン シングル、バンド付 1式

第5 ぎ装

1 ぎ装総則

- (1) 製作に使用する全ての資機材等は最新の製品及び技術をもって行うこと。
- (2) 使用する材料は、日本産業規格品か同等以上の材料で構成されたものであること。
- (3) 十分な強度及び安定度を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであること。
- (4) 清掃、点検整備、修理等が、容易に行えるものであること。
- (5) 別表1の他、本仕様書のぎ装を施す際に必要な物品は、受注者が用意し負担すること。
- (6) 軽量、低重心となるように設計すること。また、装備品積載時において、車両の前後バランスが最適に保たれるようにサスペンションを強化するとともに、アプローチアングル及びデパーチャアングルを可能な限り確保するよう努めること。
- (7) 車体周囲のフック、手摺、柵等は付近に許容荷重表示を取り付けること。（別途指示）

2 キャビン

(1) 室内

- ア フロントキャビン内の座席は、次のとおりとする。
- (ア) 座席は2席とし防汚シートカバーを取付けること。
 - (イ) 助手席の背もたれに埋め込み式の呼吸器ブラケットをベルト止めで設けること。
- イ リアキャビンは車体と一体とし、後部隊員席4席を確保すること。なお、隊員の居住性を考慮し、リアキャビンは車輛の前後方向で1200mm程度確保をすること。
- ウ 車体内の後部座席は、次のとおりとする。
- (ア) 座席は4席とし防汚シートカバーを取付けること。
 - (イ) 後部席は呼吸器ブラケット一体型のシートを取り付け、下部に発電機・電装品収納箱を設けること。なお、呼吸器の取り付けはスマートドックとする。
 - (ウ) 後部席座面は、跳ね上げシートを設けること。
 - (エ) 後部隊員用の面体掛けフックを4か所取付すること。
- エ 後部座席上部の天井左右に埋め込み式LED照明を取付け、スイッチはON・OFF・ドア連動の3極にすること。なおスイッチはリアドア上部左右に設けること。

- オ 助手席及び後部席の両側に、LEDフレキシブルマップランプを設けること。
- カ 前部中央座席を取りはずし、コンソールボックスを設けること。なお、各装置の電装用スイッチパネルは、前席中央部に集中し、次に掲げるものの操作が容易に行えるよう設け、銘板を付すこと。
- (ア) 盤面灯
 - (イ) 10連スイッチボックス
 - (ウ) 音声合成式電子サイレンTSK-D152
 - (エ) モーターサイレンスイッチ（自動吹鳴装置付）
 - (オ) シャッター開閉確認ランプ
 - (カ) 照明塔上昇確認ランプ
 - (キ) マルチスロットルコントロールスイッチ（ロック式）
 - (ク) 電子サイレンアンプ用マイク掛け
 - (ケ) 車載型無線機
- キ コンソールボックス付近に、地図入箱（A-3サイズ）を鉄製で取付けること。
- ク 前部席前方上部にルーフフロントコンソールを設け、上部にゴムマット、脱落防止用の扉を取付けること。
- ケ 後部席前方上部にルーフセンターコンソールを設け、上部にゴムマット、脱落防止用の扉を取付けること。なお、下部にはSUSパンチングメタルを2重底で取付けること。
- コ 後部席後端上部にルーフリアコンソールを設けること。なお、上部にゴムマット、脱落防止用の扉を取付けること。
- サ 後部席上部にステンレス製のパイプを設けること。
- シ 各ドアのフェンダー部及び、蹴込み部分に金属化粧板を張ること。
- ス 後退警報ブザー用の消音SW（ON/OFF）を運転席付近に設けること。
- セ リアキャビン用のクーラーは、シャーシ標準以外のコンプレッサーにより駆動する構造とすること。
- ソ 運転席及び助手席の後方に収納庫を設けること。

(2) キャビン外ぎ装

- ア 消防章（150mm）を、フロントグリル中央部に強固に取付けること。
- イ キャブリアピラーに、旗立て装置をステンレス製（水抜き穴付）で設け、旗竿が蝶ネジで固定できること。
- ウ キャビン前面上部に散光式警光灯を取り付け、当局の指示する箇所にスピーカーを取り付けること。
- エ キャブ上部に天井落としこみアルミ縞板製作業台を設置すること。また、固定用D環を四隅に設けること。
- オ モーターサイレンを当局の指定した場所に取り付けること。
- カ フロントグリル内に赤色点滅灯を設けること。
- キ フロントバンパーについては500mm程度張り出し、上面にアルミ縞板を張り、ステップとして使用できるようにすること。
- なお、関係法令の改正によりフロントバンパーの張り出し幅を変更する際は、フロントバンパー、フロントウインチ仕様について別途協議すること。

- ク フロントルーフ部 2ヶ所及びフロントパネル部 1ヶ所に把手を設置すること。
- ケ 乗降時の安全確保のため、キャブ外側の各ドア付近にステップ及び手摺を設置すること。また、ステップ部及び各ドア部はアルミ縞板等により車体を保護すること。
- コ 各ドアは、開放時に後方から視認しやすい位置に黄色反射テープを貼り付けること。
- サ キャブチルト装置は電動油圧式とし、キャブ底部には落下防止用の支え棒を設置すること。
- シ エンジン点検用の照明灯を設けること。

3 車体及び付属

- (1) 前部隊員席の室内高 1 8 0 0 mm、後部隊員席の室内高 2 0 0 0 mmを確保すること。
- (2) 車体は、ウインチ装置、発電照明装置、最後部にクレーン装置等を装備し、ボディー扉はアルミ製シャッターで、内部に各種資機材の収納装置を設けること。
- (3) 車体の両側面はキャビンと一体観のある丸みを帯びた曲面構造とし、上部をハイルーフ上面と同程度の嵩立上げとし前後は曲面構造にすること。また、総体的な重量軽減を図り、車体重量、左右前後のバランス、転倒角度を十分考慮して製作すること。
- (4) 車体の天井及び各ステップはアルミ縞板製とし、車外に設ける手摺、保護枠等はステンレス製にすること。
- (5) シャッター上部の雨返し部、内側に L E D 式バー型の照明を左右各 1 箇所を取付けること。なお、シャッター及びシャッター下部収納庫が収納されている状態で下方を照射できるようにすること。
- (6) 車体側面立上部に耐荷重 2 0 0 kg 程度のシャックルを左右各 2 か所設けること。
- (7) 車体後部壁面上部左右に、収納枠を設け長物資機材の積載庫を設けること。なお、長尺資機材の取出しを考慮し脱着式のアルミ縞板製のトレーを左右各 1 個準備すること。
- (8) 車体の両側面に設ける資機材収納部の開閉方法は、車体の曲面構造に合致した手動式アルミ製シャッター（左右各 2 枚）とし、開扉状態を確認できるリミットスイッチを設け、キャビンに取り付けた表示灯に結線すること。なお、シャッター下部は塗装面保護のために S U S 製の保護材を取付けること。
- (9) 車体両側下部の収納庫の扉は柱の無いピラーレス構造とし、二重扉外側下部には車体内側に傾斜をつけ前後方向へアクセントラインを形成すること。
- (10) 二重扉の展開時には収納庫下部に入り込み、収納庫床面より 1 段下がる構造のアーム型ダンパー方式のチェーンレス ステップとし、ステップの張り出しを極力抑えた狭隘道路対策を施すこと。
- (11) 車体両側下部は大型の収納庫を設け、二重扉内側にはアルミ縞板を張り、扉閉時のロック装置付きとする。なお、サイドに黄色の反射テープを張り付けること。
- (12) 車体両側面のリアフェンダーは展開式の扉とし、二重扉内側にはアルミ縞板を張り扉閉時のロック装置付きとする。なお、サイドに反射テープを張り付けること。
- (13) 車体両側面のリアフェンダーの扉を展開した時は、アーム型ダンパー式チェーンレスステップとの段差が生じない高さ及び張り出し幅となるフルフラット方式とし、ス

テップ間の移動が容易にできること。

- (14) リアフエンダーの扉は柱の無いピラーレス構造とし、二重扉外側下部には車体内側に傾きをつけ前後方向へアクセントラインを形成すること。
- (15) 車体両側下部の収納庫の扉と両側面リアフエンダーの扉に設けるロック装置はダブルロックとし、側板から突出しないよう扉内蔵の埋め込み式にすること。
- (16) 全ての展開式ステップの角は展開時に隊員の安全を考慮し丸みを施すこと
- (17) 全ての展開式ステップの上面角に、塗装剥がれを防止するステンレス製のエッジカバーを3面張り付けること。
- (18) 車体後部左右に、外部無線用送受話ボックスを設け配線すること。
- (19) エンジン点検用のLED照明灯を設けること
- (20) 車体両側下部の大型収納庫の扉にサイドフラッシュランプを取付けること。
- (21) フロント及びリアのタイヤには泥除けを設けること。
- (22) 車輛両側下部の必要箇所に丸型のサイドリフレクターを取付けること。
- (23) 車体上部にクレーンフックの受台を取付けること。
- (24) 車体上部の大型照明装置灯体を収納するための支持台を設けること。
- (25) 路肩灯LED式（シャインマーカー）を、車体両側面の後輪前部に取付けること。
- (26) アウトリガー両側面に保護カバーを設け、外側下部には車体内側に傾斜をつけ車体の前後方向と一体したアクセントラインを形成すること。
- (27) アウトリガージャッキ用敷板（樹脂製）を左右各1枚、クレーン装置付近に取付けること。
- (28) 車体左右に車輪止め左右各2個を収納枠付きで取付けること。
- (29) 左右アウトリガー上部に、黄色灯（保護枠付）を設けること。
- (30) 車両後部に、20型消火器1本を取付けること。
- (31) 車両両側のリアフエンダー内に、環フック（耐荷重500kg）を各2箇所取付けること。
- (32) 車体上部右側に、脱着式のアルミ縞板製収納ボックスを設けること。
- (33) 車体両側下部の収納庫内にはLED式の庫内灯を設けること。なお、点灯及び消灯は収納庫扉の開閉に連動すること。
- (34) バasketストレッチャーは、車体後面とクレーンの間にボックスを設けて収納をすること。なお、取出しは左右どちらからでも行える構造とすることとし、内部に仕切りを設けてとび口を収納すること。

第6 主要装備

1 クレーン装置

- (1) クレーン装置の動力は車両のトランスミッションPTOで高圧ポンプを駆動させ、シャーシ後部に最大吊上げ能力2.9トン級クレーン装置を架装し、シャーシフレームを必要に応じ補強すること。
- (2) クレーン操作部左右の見易い位置に、水準器を設けること。
- (3) クレーン操作部の見易い位置に、荷重計を設けること。

- (4) クレーン及びアウトリガーの未格納警報装置を設けること。
- (5) アウトリガーにカバーを設けること。なお、アウトリガー及びカバーには注意喚起のため黄色反射テープを張り付けること。
- (6) クレーンモード切替スイッチ（電磁式）をクレーン保護板の付近に確認灯付きで設けること。
- (7) クレーンブーム先端にLED作業灯を設けること。
- (8) クレーン塗色は車体と同色とすること。
- (9) クレーンのギアボックス周辺に昇降時用の手摺を設けること。（詳細指示）
- (10) クレーンの後部にクレーン保護板を設けること。
- (11) クレーン仕様は、次のとおりとする。

項目	規格
形式 古河ユニック	UR-G 304GRQ（停止型）
フック格納	スーパーユニフック
最大クレーン容量	2.9トン以上
最大ブーム長	8.7m以上
最大地上揚程	10.0m以上
最大作業半径	8.7m以上
駆動方式	トランスミッションPTO油圧式
連動ラジコン	液晶ラジコン（ジョイスティック式）
仕様内容	デジタル式荷重計、インフォメーションパネル、巻過自動停止装置、ブーム、アウトリガー未収納警報装置、全自動格納装置（縮、伏、旋回連動）、フック格納解除（起連動）、前方領域検出装置、転倒防止装置、高機能高さ制限装置、高機能フック平行移動、高機能対地平行移動、直交作動、記憶作動、高機能ショックレス、マーカーランプ配線内蔵、水準器両側取付け、その他標準装備、

- (12) クレーン装置の付属品の仕様は、次のとおりとする。

規格	数量
繊維スリング 3トン 3m・5m	各2本
シャックル 3トン	2個
滑車 3トン	1個

2 ウインチ装置

- (1) ウインチ装置の動力は、車両のトランスミッションPTOで油圧ポンプを駆動させ、後軸後方のフレーム間に直引き能力5トン級の前引き油圧ウインチを架装すること。
なお、車体の振動やねじれ等に十分耐える強度を有すること。
- (2) ウインチのロープガイドがフロントバンパーよりとび出さない程度にフロントバンパーを延長し、バンパー上面にアルミ縞板を取り付け、3トン級ピントルフック（ステンレス製）を左右に設けること。

- (3) ウインチのロープガイドにはアルミ縞板製カバーをフロントバンパー部に取り付けること。なお、このカバーはウインチ使用時にはカバーを取り外さなくてもロープが引き出せるように工夫し、必要に応じてカバー全体も取り外せること。
- (4) ワイヤロープの牽引角度は全方位25度まで対応可能とし、乱巻、キンク等が発生しない構造であること。
- (5) ワイヤロープを手動で引き出すとき軽い力で引き出せるよう、補助動力を設けること。
- (6) 引張力は引き出したロープの長さに関係なく、常に5トン以上であること。
- (7) 救助活動を円滑かつ安全に進めるため、ワイヤロープの巻取・送り出しスピードは、低速ギア・高速ギアの2段階に切り替えができ、かつ高速ギアでは停止状態から27m/分まで、低速ギアでは停止状態から10m/分まで、無段階にコントロールできること。
- (8) リモコン装置には張力負荷率(%)をレベルゲージ表示する表示計を設けること。
- (9) ウインチモード切替スイッチ(電磁式)を車体左のリモコン差込口付近に設けること。なお、モード切替が確認できる確認灯を設けること。
- (10) ウインチの作動油はクレーンの作動油と兼用すること。
- (11) ウインチ仕様は、次のとおりとする。

項目	規格
形式	T R O 3 0 / 7 T R E I B M A T I C ロッツラー社(同等品可)
駆動方法	2ローター巻取方式
能力	最大直引能力 常時5トン
ワイヤ外径	13mm以下
ワイヤの長さ	全長60m(有効長45m程度)

- (12) ウインチ装置の付属品の仕様は次のとおりとする。

規格	数量
リモコン装置 10m延長コード付	1個
フック 5トン	1個
シャックル 3トン以上	1個

3 屋上上昇式発電照明装置

発電照明装置は、車両のバッテリーで駆動させ、投光器、塔体及び制御操作盤により構成し、照明作業や電源供給作業等の使用及び、長年の使用に十分耐えられるものであること。

(1) 投光器

ア 投光器は、車体屋根上面に折りたたみ状態で収納できるものとし、振動に十分耐えられるよう取付けること。

イ 投光器収納時は、車体嵩上げ部より突出しない構造で取付けること。

ウ 投光器は、伸縮、旋回及び上下ふ仰できる構造のもので、有線リモコン及び無線リモコン操作により遠隔操作ができること。

エ 投光器の諸元及び性能は、次のとおりとする。

(ア) 形式 SLD-D2402UC (LED240W相当×2灯)

(イ) 電源 DC24V

(2) 伸縮装置

ア 伸縮装置はケーブル方式としキャビンと車体最前部に取付け、積載ボックスの収納スペースを妨げない構造とすること。

イ 形式 SVO-50A

(ア) 伸縮高 地上高 約5m

(イ) 収納高 地上高 3.2m以下

(ウ) 旋回角 360度

(エ) ふ仰角 180度

(3) 配電操作盤

ア 配電操作盤は、制御盤及び配電盤より構成し、照明装置への電源供給操作を一体型にしたもので、扉は防滴構造にすること。

イ 形式 CP-SET-26C

ウ 操作盤の材料は絶縁性、耐圧性及び強度に優れたものを使用すること。

エ 操作盤は、資機材の収納を妨げない最小限の縦型とし、各計器、スイッチ類は合理的に配列されていること。

オ 各スイッチには、同容量のノンヒューズブレーカーを設けること。

カ 操作方法

(ア) 有線リモコン式 ・ 無線リモコン式

(イ) 自動収納型

(ウ) 手動で縮動操作可能な構造であること。

(4) 車体後部コンセント

インバーター装置からに供給される電気を用いるためのコンセントAC100V×15A、2極×2口を車体の後部リアバンパー左右に設けること。

4 梯子昇降装置

車体上面に三連梯子及びかぎ付梯子を積載し、積み降ろしは地上から容易に操作ができるダンパー式昇降装置を防錆性、耐久性のあるオールステンレス製で製作し、ロック操作含め一切の操作は地上より操作が可能な構造とすること。なお、昇降装置下降後に積載している梯子を降ろした際の跳ね上げ防止のためにダブルロック式にすること。また、天井での取出しが出来るようスライド途中位置で、位置固定ができるようロック装置を設けること。

第7 積載庫

- 1 後部隊員席は左右に片開きの乗降ドアを設け、ドア開閉に連動した昇降ステップを取り付けること。
- 2 隊員席前後席左右の乗降ドアにはパワーウインドウを取り付けること。

- 3 前部席と後部席を貫通し隊員との情報伝達が容易にできるとともに、貫通接続部の防水対策を十分施すこと。なお、後部座席背面と貫通接続部までの間隔は1200mm以上を確保すること。
- 4 キャビン前部の隊員席は室内高1800mmを確保するとともに、後部の隊員席は室内高2000mmを確保すること。後部席着席時に前方視界が妨げにならないよう開口部1200mm×1700mm以上を確保すること。
- 5 積載ボックスは、軽量ユニット方式の車体と完全分離した構造とし、将来資機材の変更が生じた場合は容易に改造できること。
- 6 軽量ユニット方式のユニット枠は防錆のためにステンレスを用いて製作を行うこと。なお、積載ユニット枠内部の棚板は高さを自由に換えられる構造とすること。
- 7 積載ボックスの構造は、中央で左右に分割し、両側面を5～6区画する。この区画は収納資機材の現物に合わせ、さらに2～4段の棚に細分すること。（別途協議）
- 8 空気呼吸器用予備ボンベ6本を、ワンタッチで脱着容易な金具を取付けること。
- 9 資機材は、アルミ縞板製のボックスに収納し搬送を容易にするためゴムカバー付の取手を設けること。なお、アルミ縞板製ボックスの収納をスムーズにするため下部に樹脂製の台座を設けること。
- 10 救命索発射銃の格納ボックスを設け、専用の鍵付きボックスを設けること。
- 11 資機材ボックス内に設ける扉は、アルマイト加工又はパンチング加工を施した化粧パネルを取付けること。
- 12 積載枠上部に下方を照射するLEDバー式照明灯を左右各2か所設けること。
- 13 資機材の収納部を有効に照射できるLEDバー式室内灯をシャッターレールに沿って必要数設け、そのスイッチはシャッター及びボックス扉の開閉に連動していること。
- 14 資機材は、ローラー・移動ローラー・引き出しレール・フルスライド引き出し装置等を用い容易に車外へ引き出せる構造とし、高所の資機材にあつては必要に応じ斜め引き出しを設けること。
- 15 アルミ製のボックスには資機材銘板を設け、積載ボックスの収納位置をわかり易くするための番号をボックスとユニット枠の相互に記入すること。
- 16 車体の両側面前後に取付けるシャッター用リミットスイッチなど配線部分の干渉防止策として、ステンレスの保護板を設けること。
- 17 資機材の固定は、現物に見合った固定装置を取付けマジックベルト等を使用するなど、ワンタッチで容易に脱着できる構造とすること。
- 18 各種資機材の収納方法は、次のとおりとする。
 - (1) 可能な限り同一用途にまとめること。
 - (2) 重量物は、可能な限り下部位置となるよう収納すること。
 - (3) 高所に配置されるアルミ縞板製のボックス奥に引掛用ローラーを取付け、アルミ縞板製のボックスを引出した際に傾斜をつけた状態で保持することが出来る構造とすること。
 - (4) 収納配置は本部と充分協議し、重量バランス・収納効率・軽量化対策等の考慮し製作にあたること。
 - (5) マット型空気ジャッキ収納部下部はローラー式とし、容易に資機材の出し入れが出

来るようにすること。

- (6) 積載庫内の大型照明装置用リモコン収納場所を照射するためのLED照明灯を取付けること。
- (7) 資機材の収納ボックスにはクッションゴム等を敷き、機材の保護を図るとともに防水パッキン・水抜き穴等必要な処置を講ずること。
- (8) ロープ、カラビナ、救助用縛帯等は、吊り下げフック付きの引出しレール式（正面及び中央部パンチングメタル貼り）とし、両側面は引っ掛かり防止のパンチングカバーを張り容易に出し入れができること。なお、引出レール部のパンチングメタルは防音・干渉防止のため樹脂コーティングを施すこと。また、ボルトレスのはめ込み式フック（大・小）を別途準備し、任意の位置に資機材を自由に掛けられる構造とすること。
- (9) 携帯救助器具（掛矢、ツルハシ、バール、金テコ、斧、鉋、鋸等）の収納は、引き出しレール式のパネルに取り付け、容易に出し入れが可能な構造とすること。（別途協議）
- (10) 車体の重要な点検箇所に関して、工具を使用するためのスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口または、点検扉を設けること。
- (11) 車体にステップ、ブラケット、タラップ手摺棒等を取付ける部分には十分な補強を施すこと。
- (12) 車体の骨組みや板材の切断端末には、危害防止の面取りを施し飛び出したボルト類は、短くするなどの工作を行うこと。
- (13) 仕様書に明示されていない資機材の配置、固定装置、出し入れ等については、別途打ち合わせにより協議すること。
- (14) 装備品、付属品、救助資機材等の種類、品名は別表に掲げるとおりとする。
- (15) 救助資機材等は、積載スペース・重量制限・転倒角度制限の可能な限り積載するものとし、積載不能の場合は別途協議すること。
- (16) 当仕様書に定める救助資機材及び積み替え品の積載、収納が想定される。その積載配置の細部については、打ち合わせ協議によりデッドスペースを無くし、操作性を考慮したものとするため3D図面による資機材配置図で詳細を確認できるようにすること。

第8 フロントバンパー

- 1 ウインチのロープガイドまでフロントバンパーを張り出し、バンパー上部にアルミ縞板を取付け3トン用ピンドルフックを左右に設けること。
- 2 バンパー前部に3トン用バウシャックルを左右に設けること。
- 3 ウインチ用のアルミ縞板カバーをフロントバンパー部に設けること。
- 4 ウインチ（車両）とワイヤーロープの牽引角度は、全方位25度まで対応可能とし、乱巻き、キンク等が発生しない構造であること。
- 5 ワイヤーロープの巻き込み用に、トランペットカップ型の全方位対応のロープガイドを前後に取付けること。

- 6 前部ナンバープレートを取り付けるためのステンレス製ナンバー枠とする。
- 7 モーターサイレン7N型（自動吹鳴装置付）はフロントバンパー付近に取付けること。

第9 リアバンパー

- 1 リアバンパーの両側面下部は車体内側に傾斜をつけ、車体の前後方向と一体したアクセントラインを形成するとともに、旋回時の側板接触を軽減させるために両側板は後方へ絞り込むこと。
- 2 リアバンパーの上面はアルミ縞板貼りとする。
- 3 両側面には収納庫を設けること。
- 4 リアバンパー後方にはコンビネーションランプ及びバックランプを左右に取り付けること。
- 5 後部には操作レバーのロッドを覆い隠す手摺付の保護パネルを設け、中央にナンバープレートを埋め込み式で取付けること。
- 6 車両後部両側に、車両最大牽引能力に十分耐えられる牽引フック（バウシャックル）を設けること。
- 7 リアバンパー両側面にサイドマーカーランプ 左右各1個設けること。
- 8 車体後方からの後部ステップへ容易に昇降できる、大型の埋込式展開ステップを左右に設けること。なお、ステップ内部にはLED灯を内蔵すること。
- 9 車体後部の昇降用タラップは、クレーン保護パネルと後壁間の左右に設け、横さんの間隔は200mm程度ピッチは300mm程度で設け滑り止めを施すこと。
- 10 リアバンパー後面に大型反射板（規格品）を取付けること。
- 11 後退警報用スピーカーをリアバンパー内に取り付けること。

第10 灯火類

- 1 後部席上部左右に標識灯を埋め込み式で取付けること。
- 2 車体側面嵩上げ部に車体周囲を有効に照射できるLED作業灯を左右に各3箇所設けること。なお、スイッチは車体後部左右に設けること。
- 3 車体側面嵩上げ部にLED赤色点滅灯を左右に各2箇所設けること。
- 4 フロントバンパー左右にLED式赤色点滅灯を保護枠付で取付けること。
- 5 車体後部壁面にLED赤色点滅灯を左右に各1箇所設けること。
- 6 車体後部壁面に、LED作業灯を左右に各1箇所設けること。

第11 電装

- 1 キャブ屋根上に取付ける電装品は、強固に取付けるとともに防水処置を施し配線は屋根裏からセンターピラーを通し屋根上に配管用パイプを設けること。
- 2 ヒューズボックスをキャブ内に設け、各電装品ごとに名称、アンペアを記入すること。
- 3 次のものは、同一スイッチとすること。

- (1) 前部LED式赤色点滅灯
 - (2) 散光式警光灯
 - (3) 側面LED赤色点滅灯
 - (4) 後部LED赤色点滅灯
- 4 各配線は、結線及び配線処理を確実に行うとともにキャブチルトした場合でも支障がないこと。
- 5 キャビン内天井部の内張りは、電装品及び各配線の点検が容易に行なえる構造であること。
- 6 スイッチ類には、すべて銘板を付すこと。
- 7 路肩灯、サイドマーカーランプは車両のスマール点灯に運動すること。
- 8 自動エンジン回転制御装置（マルチスロットルコントロールシステムTMC-05）
 工作車に装備される下記①～③の装置を使用する際に、最適なエンジン回転数を自動的に選択する装置を設けること。また、誤動作による各装置の破損を防ぐため、①～③の各装置を併用する時には、優先される装置の最適エンジン回転数を自動的に選択・維持し、装置の運用効率を高めること。

ウインチ装置	<p>スイッチを操作した時のみ、エンジン回転数が最適の状態になること。</p> <p>スイッチを操作しない時は、エンジン回転数がアイドリングの状態に戻ることに。</p> <p>照明装置と併用時は、照明装置の最適回転数を優先させること。</p>
クレーン装置	<p>照明装置と併用時は照明装置の最適回転数が優先し、アクセルレバーを最大に操作したときもエンジン回転数に影響を与えぬこと。</p> <p>発電照明装置と併用しない時は、アクセルレバーに応じ最大の回転数での操作ができること。</p>
照明装置	<p>照明点灯時に、自動的に発電装置の最適回転数までエンジン回転を引上げ消灯時にアイドリング回転に戻ることに。</p>

第12 無線関係

車載無線機関係は、消防局の指示する業者と連携し取り付けること。なお詳細は承認図提出時に打ち合わせすること。

第13 塗装

- 1 車体は脱脂処理後、防錆加工、フェンダー内はアンダーコート加工を施しパテ等で素地調整後、下塗り塗装を施し朱色にて3回以上塗装後クリア塗装を施工、十分乾燥後磨き出し仕上げを行うこと。
- 2 各シャッター両面に、車体と同色の塗装を施すこと。

- 3 積載ボックス内はライトグレーの塗装を施すこと。
- 4 積載枠はステンレス素材を用いているため塗装はしない。
- 5 各ホイールはメーカー標準色とし塗装しない。
- 6 その他の部分の塗装色は、消防局と打ち合わせすること。

第14 文字記入

文字記入

文字記入は次のとおりとし、字体は、丸ゴシック体左書とし、位置、名称及び大きさ等は別途指示する。

区分	色別	文字
消防局名	白色	相模原市消防局 SAGAMIHARA F.B.
隊名	黒色	相模原市 南救助隊
	白色	南高度救助隊
救助隊章	別途指示	本市デザイン

- (1) アルミシャッターのデザインは、消防局と打ち合わせすること。
- (2) 車体左右の標識灯に、消防局の指示する文字を記入する。

以 上

別表 1 (車体への取り付け品)

品名	内訳及び規格	数量	設置位置・装置仕様
消防章	消防章(150mm、台座付)	1	車両前部
散光式赤色警光灯	ウイレン製	1	キャブ前面
赤色点滅灯	ウイレン製 WIONBR24	2	フロントグリル内
	ウイレン製 M6FCR24	4	車両側面
	ウイレン製 M9FCR24	2	車両後部
作業灯	ウイレン製 M6ZC24	6	車両側面
	ウイレン製 M9LZC24	2	車両後部
収納庫内照明灯	ウイレン製 CL-SSL18D24	必要数	各収納庫内
シャッター上方照明	ウイレン製 CL-SSL18D24	8	車両側面
投光器	・形式 SLD-D2402UC LED240W相当×2灯 ・電源 DC24V	1	車両上部
伸縮装置	・形式 SV0-50A ・伸縮高 地上高 約5m ・収納高 地上高 3.2m以下 ・旋回角 360度 ・ふ仰角 180度	1	車両上部
配電操作盤	形 式 CP-SET-26C	1	別途協議
クレーン先端照明	ウイレン製 MPB4W	1	クレーン先端部
電子サイレンアンプ	電子サイレンアンプ (大阪サイレン MARK-D1 TSK-D152)	1	キャブ内指定位置
モーターサイレン	電動サイレン(7N型) (自動吹鳴装置付)	1	別途指示
10連スイッチ	10連スイッチ (大阪サイレン、SBW-100)	1	キャブ内指定位置
インバーター	DC-ACインバーター (300W以上)	1	キャブ内指定位置
フロントウインチ	・形式 T R O 3 0 / 7 T R E I B M A T I C ロッツラー社	1	車両前部
クレーン装置	・型式 古河ユニックUR-G3 04GRQ (停止型)	1	車両後部
支点用フック	側面用(フレノリンクボルト)	4	ホイールハウス内各 2、許容荷重各0.5t

別表 2 (車体付属品)

キーケース	ハンドキーケース (ITOKI製、鍵20本収納)	1	キャブ内手摺周辺
器材収納箱	アルミ縞板製	必要数	キャブ内後部座席 下、各収納庫内部
訓練旗	訓練旗(旗棒も含む) (縦450mm×横600mm) (赤色生地、横書き白色文字「訓練」)	1	車両右側・ステンレス製旗立て
車輪止	車輪止(大型、ゴム製)	4組	別途指示
タイヤチェーン	後輪シングル (スタッドレスタイヤ用) 1組	1	
スタッドレスタイヤ	アルミホイール付き	6	
ジャッキ		1	
無線機等用アンテナ及び配線	※無線機本体は当局支給 作業については別途指示	1	別途指示
スピーカー1	無線機拡声用スピーカー	1	キャブ内部
スピーカー2	車外用無線スピーカー (アンプ内蔵)	1	別途指示

物 件 売 買 契 約 書 (案)

契 約 番 号

1	契 約 件 名					
2 契 約 物 件	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価 (税 込)	金 額 (税 込)
3	納 入 場 所 指 定 箇 所					
4	納 入 期 限 令 和 年 月 日 まで					
5	契 約 金 額		百 万	千	円	
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額					
6	支 払 の 条 件 部分払 _____ 回 完納払い (第 7 条 全 文 削 除)					
7	契 約 の 保 証 免除 (第 1 1 条 全 文 削 除) 現 金 _____ 円 保 険 加 入 有 価 証 券 _____ 円					
8	契 約 不 適 合 責 任 期 間 物件引渡し完了の日から起算して _____ 年 間					
9	そ の 他 の 事 項					

上 記 物 件 売 買 に つ い て 、 相 模 原 市 を 発 注 者 と し 、 _____ を 受 注 者 と し 、 次 の 契 約 条 項 に 基 づ き 契 約 を 締 結 す る 。

こ の 契 約 の 締 結 を 証 す る た め 、 本 書 2 通 を 作 成 し 、 発 注 者 と 受 注 者 と が 記 名 押 印 の 上 、 各 自 そ の 1 通 を 保 有 す る 。

令 和 年 月 日

発 注 者 相 模 原 市 中 央 区 中 央 2 丁 目 1 1 番 1 5 号
相 模 原 市
代 表 相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎 印

受 注 者

印

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、見本及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 受注者は、発注者の許可を受けたときを除くほか、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

- 第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料（写真、イラスト及び文章等を含む。）製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(守秘義務)

- 第4条 受注者は、本契約において知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。これは、契約物件の引渡し後も同様とする。

(検収及び引渡し)

- 第5条 受注者は、契約物件を納入しようとするときは、発注者の検収を受け、これに合格したときに当該物件を発注者に引渡すものとする。
- 2 検収の結果、不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引換え、再検収を受けなければならない。

(契約代金の支払い等)

- 第6条 受注者は、契約物件の引渡し完了したときは、所定の手続きにしたがって契約代金の支払いを請求し、発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

(部分払)

- 第7条 受注者は、契約物件の完納前において、相模原市契約規則第40条の規定により、対価の一部を受けようとするときは、既納部分に応じて契約代金の部分払を請求することができる。

(危険負担)

- 第8条 契約物件引渡し前に、発注者受注者双方の責に帰することのできない理由により、当該物件に生じた損害はすべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第9条 発注者は、契約不適合責任期間中、契約物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、契約物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者は、その契約不適合責任によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合責任が、天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合の違約金)

- 第10条 受注者の責に帰する理由により、納入期限までに契約物件を納入しないときは、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、遅延日数に応じ契約金額又は未納部分に相当する金額につき年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

(契約の保証)

- 第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

(物価変動に基づく契約金額等の変更)

- 第12条 契約期間内に経済事情の激変その他の予期する事のできない異常な事態が発生し、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額又は物件の規格等を変更することができる。

(納入期限の延長)

第13条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

(発注者の催告による契約解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者の責に帰する理由により、納入期限又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
- (2) 第2条の規定に違反したとき。
- (3) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- (4) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第20条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の催告による契約解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がなく物件の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第18条 発注者は、この契約が解除された場合において、第5条の規定に基づき検収に合格し引渡しを受けた物品がある場合は、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第19条 受注者は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第16条第1項第1号から第3号までのうち、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当販売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第16条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第19条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(紛争の解決等)

第21条 この契約条項について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(代理人氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	

メンテナンス対応等証明書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

(競争入札参加希望者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(代理人氏名)

印

次のとおり証明します。

調達物品名【救助工作車Ⅲ型（南本署）】

1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

(1) 最寄の整備工場

整備工場名称

所在地

電話番号

(2) 競争入札参加希望者との関係

直営・協力（該当するものを「○」で囲む）

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

(3) 整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）

及び担当者名

人員 名

担当者名

(4) 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日に対応します。

2 部品供給体制

(1) 部品供給の総括窓口及び担当者名 総括窓口

担当者名

電話番号

(2) 供給系統（フローチャート図）

(3) 依頼から納品までの所要日数は、2日以内で対応します。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場への派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応します。

(2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応します。

同 等 品 申 請 書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
(代理人氏名) 印

*次のとおり同等品の認定を申請します。

No.	品名 (材料)	メーカー名・型式	備考

詳細については、別添資料のとおりです。

案件番号 4026

調達物品名 救助工作車Ⅲ型 (南本署)